

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 三条市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	81.2%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	94.8%
全職員	60.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部長級	97.9%
課長級	96.0%
課長補佐級	98.3%
係長級	97.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	90.6%
31～35年	88.6%
26～30年	93.6%
21～25年	89.4%
16～20年	85.5%
11～15年	83.2%
6～10年	82.3%
1～5年	78.4%

【説明欄】

扶養手当及び住居手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は84.8%、住居手当の受給者に占める男性の割合は57.7%である。

勤続年数1～5年の職員の中には、国県から割愛採用した職員も含まれており、係長級以上の役職に就いている。勤続年数1～5年の職員のうち割愛採用の職員の割合は、男性では18.6%、女性では2.5%である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。